

記者会見 令和2年4月13日(月)14:00～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 子育て推進課 (電話059-229-3167)	子育て推進課長 水野 浩哉

新型コロナウイルス感染拡大防止のための津市立の 幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもの臨時休業について

令和2年4月10日に三重県から「感染拡大阻止緊急宣言」が発出されました。

本市においては、子どもたちへの感染拡大防止のため、下記のとおり、津市立の幼保連携型認定こども園を利用する1号認定(教育標準時間認定)子どもの臨時休業を行います。

なお、2号認定子ども・3号認定子どもの保育を行うため、保育園と同様、認定こども園の開園は継続します。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月15日(水)から5月6日(水)まで

2 対象者

津市立の幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子ども

(ただし、保育の必要性の認定(施設等利用給付第2号認定)を受けている子ども等、園児が家庭で過ごすことが困難な場合を除く。)

3 登園日

生活習慣の維持や健康観察等を行うため、週1回の登園日を設けます。

4 その他

就労等により保育の必要性の認定(施設等利用給付第2号認定)を受けて、預かり保育を利用されている方ややむを得ない事情により園児が家庭で過ごすことが困難な方については、継続して保育を実施します。